

市民意見聴取に係る施策の概要

案件名： 犯罪被害者等支援策の見直しについて
(副題)
局課名： 危機管理安全局 危機管理安全部 生活安全課

施策の目的	○本市では、平成27年に尼崎市犯罪被害者等支援条例が制定され、10年を経過する中で犯罪被害者等を取り巻く状況や求められる支援内容が変化していることを踏まえ、被害に遭われた方にとって最も身近な基礎自治体として担うべき支援について、現状の支援内容も含めて見直しを行うことで、犯罪被害者等が受けた被害に対して、早期の回復及び軽減に向けた取組の推進を図り、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
現状・背景	○平成27年に本市における犯罪被害者等に対する支援について、その基本理念を定めた尼崎市犯罪被害者等支援条例を制定し、支援を推進してきた。 ○条例制定後10年が経過する中で、犯罪被害者等を取り巻く状況や求める支援内容も変化している。 ○令和6年度に国においては、犯罪被害者等給付金等の引き上げが行われ、県においては、見舞金制度が創設されるなど、犯罪被害者等支援制度の充実が図られてきたなか、県内他都市においても見舞金の引き上げを行うなど、支援制度の充実が図られている。
課題	○犯罪被害者等支援について、必要な支援を適時適切に途切れることなく提供する事が求められている中、国の給付金が支給されるまでに平均約半年間を要していることから、特に被害直後に求められる支援を中心に、次の3つの視点で本市犯罪被害者等支援策の見直しを行う。 ①現行制度の課題への対応 ②条例制定後10年間の新たな課題への対応 ③関係団体との連携体制の強化
施策の策定にあたっての考え方	○支援内容の見直しにあたっては、犯罪被害者遺族や民間支援団体、学識経験者等から支援内容の拡充を求める意見を伺っている。 ○警察庁が取りまとめた、「地方における途切れない支援の提供体制の強化に向けた提言」により市区町村の実情に応じ、犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスを導入し、これを提供することなどが求められている。
意見を聴取するポイント	○犯罪被害者等支援策の見直しを進めていくにあたり、広く市民の皆様のご意見を募る。 (現在の検討内容) ・遺族見舞金や重症病見舞金の支給額の見直しについて ・家事援助や一時保育といった日常生活の支援の見直しについて ・転居費用や家賃助成といった住居安定の支援の見直しについて ・総合的対応窓口の機能の充実・活性化について ・その他、犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスについて
市民意向調査(ステップ2)の実施手法	○令和7年9月22日(月)から令和7年10月1日(水)まで市ホームページにおいて意見募集を行います。
お問い合わせ先	危機管理安全局危機管理安全部生活安全課 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館8F 電話番号(TEL) 06-6489-6502 ファクス(FAX) 06-6489-6686 メールアドレス(Eメール) ama-seikatsuanzen@city.amagasaki.hyogo.jp